整理番号 市民 - 是正 - 7

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課(担当)名 (電話番号)	市民局区政支援室市民活動支援担当(地域安全) (06-6208-7317)
措置実施課(担当)名	
(電話番号)	192
事務の名称	客引き行為等の適正化に関する事務
	誰もが安心して通行し、利用することができる快適な環境を確保するため、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例(以下「条例」という。)に基づき指定した客引き行為等禁止区域(原則一切の客引き行為等禁止)において、客引き行為等を行ったもの及びさせたものに対し中止するよう指導する。当該指導をしたにもかかわらず、当該指導を受けたものが禁止行為を中止しないときは禁止行為を中止するよう勧告する。当該勧告をしたにもかかわらず、当該勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは禁止行為を中止するよう命令する。禁止行為の中止命令を受けたものが当該命令違反をした場合には、過料処分とするとともに、当該命令に従わない旨、当該命令の内容、当該命令を受けたものの氏名又は名称及びその他命令に違反したものを特定するために必要な事項等を公表する。また、指導、勧告及び命令の施行に必要な限度において、客引き行為等を行うもの等に対して書類その他の物件の提出や提示、店舗等への立入調査、関係人への質問(以下立入調査等)という。)を行うが、次の行為を行ったものは、過料処分とするとともに、当該行為の内容、当該物件の提出等の要求又は立入調査等を受けるものの氏名及び住所その他これらのものを特定するために必要な事項等を公表する。書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、虚偽の物件の提出若しくは提示をしたもの質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたもの
事務の概要	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例(抄) (定義) 第2条 この条例において「客引き行為等」とは、客引きをし、若しくは役務に従事するよう特定の人を勧誘し、又はこれらの行為を行うために相手方となるべき者を待つことをいう。 2 この条例において「市民等」とは、市民、本市の区域内に滞在し、又は本市の区域内を通過する者並びに市内で事業活動を行うすべての者及びその団体をいう。 (公共の場所における禁止行為等) 第5条 市民等は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 道路、広場、駅その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)において、拒絶の意思を示している者に対し、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為 (2) 公共の場所において、客引きをし、又は役務に従事するよう特定の人を勧誘する行為を行うために、他人の進路に立ちふさがり、通行人に追随し、路上においてたむろし、その他人の通行を妨げる行為 (立入調査等) 第12条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等をし、若しくはさせるものその他のもの(以下「客引き行為等をするもの等」という。)に対し書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又はその職員に、客引き行為等をするもの等に関係する店舗、事務所その他の場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
	1 . 法令等違反に対する直接的な是正措置について 1 . (1) の措置を講じる基準
	(指導) 客引き行為等適正化指導員が、条例において禁止されている客引き行為等を現認するとともに、当該行 為を受けた者への聞き取りにより当該行為を行った事実を確認できた場合
	1 . (1) の措置の内容
	禁止行為を中止するよう指導する。
	(勧告) 上記の指導をしたにもかかわらず、客引き行為等適正化指導員が、上記指導を受けたものが禁止行為を 中止しないことを現認するとともに、当該行為を受けた者への聞き取りにより当該行為を行った事実を確 認できた場合

1 . (1)の措置の内容 禁止行為を中止するよう勧告する。 措置の実施基準等 、上記の勧告をしたにもかかわらず、客引き行為等適正化指導員が、上記勧告を受けたものが禁止行為を中止しないことを現認するとともに、当該行為を受けた者への聞き取りにより当該行為を行った事実を確 認できた場合 1.(1)の措置の内容 禁止行為を中止するよう命令する。 1.(2)の措置を講じる基準 該当する是正措置なし 1.(2)の措置の内容 該当する是正措置なし 2. 法令等違反に対する間接的な是正措置について 2.(1)の措置を講じる基準及び内容 (過料処分) 上記 1.(1)の禁止行為を中止するよう命令されたものが命令を受けたにもかかわらず当該命令に違反 し禁止行為を行ったことを客引き行為等適正化指導員が現認するとともに、当該行為を受けた者への聞き 取りにより当該行為を行った事実を確認できた場合に、弁明の機会を与えた上で、命令に従えないことが 真にやむを得ないと認められる合理的な理由がある場合を除き、5万円以下の過料処分とする。 客引き行為等を行うもの等において、次の行為を行ったものは、弁明の機会を与えた上で、次の行為を 行うことに真にやむを得ないと認められる合理的な理由がある場合を除き、5万円以下の過料処分とする。 書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、虚偽の物件の提出若しくは提示をしたもの 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの 質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたもの 2.(1)の措置を講じる基準及び内容 (違反事実等公表) 上記1.(1)の禁止行為を中止するよう命令されたものが命令を受けたにもかかわらず当該命令に違反 し禁止行為を行ったことを客引き行為等適正化指導員が現認するとともに当該行為を受けた者への聞き取 りにより当該行為を行った事実を確認できた場合に、弁明の機会を与えた上で、命令に従えないことが真 にやむを得ないと認められる合理的な理由がある場合等を除き、当該命令に従わない旨、当該命令の内容、当該命令を受けたものの氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに 主たる事務所の所在地)、その他命令に違反したものを特定するために必要な事項、当該行為に関わった 店舗、事務所その他の施設の名称及び所在地の公表を行う。 客引き行為等を行うもの等において、次の行為を行ったものは、弁明の機会を与えた上で、次の行為を行うことに真にやむを得ないと認められる合理的な理由がある場合等を除き、当該行為の内容、当該物件の提出等の要求又は立入調査等を受けるものの氏名及び住所(えんそのために必要が表現しません)。 アバリカ 表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)その他これらのものを特定するために必要な事項、及び提出当 該物件の提出等の要求又は立入調査等に係る店舗、事務所その他の施設の名称及び所在地のを公表を行 書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、虚偽の物件の提出若しくは提示をしたもの立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの 質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたもの 【指導・勧告・命令】大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第11条 根拠法今等 【過料処分】大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第16条 及び条項 【違反事実公表】大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第13条

備考